

表題	作成コーナーで作成した決算書等を連携して申告書を作成したい
ファイル名	3 所得税及び復興特別所得税の場合

目次

1 データ保存・連携 (電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000)2

2 確認3

3 引継情報等の確認 (引継ぎ情報等の確認 AC1800)3

4 所得税の作成開始 (申告する所得の選択等 SS- AA-010a)4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 データ保存・連携（電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000）

決算書・収支内訳書作成コーナー

メニュー

①→②→③→④データ保存等

電子申告等データ内容確認後の作業について

入力データの保存

入力データを保存する

入力データ（拡張子が「.data」のもの）を保存しておくことで、消費税の申告書の作成や来年度の決算書等の作成に利用することができます。

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。

- 貸借対照表

申告書を作成する方へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで所得税や消費税などの申告書を作成することができます。

継続して申告書を作成する方はいずれかのボタンをタップしてください。

作成しない方は「終了」をタップしてください。

所得税の申告書を作成する方

所得税の申告書作成開始

決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送信します。

消費税の申告書を作成する方

消費税の申告書作成開始

消費税の確定申告書作成前に、必ず決算書等の入力データを保存してください。

保存した入力データを利用することで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。

[入力データの保存を行う方はこちら](#)

終了

決算書・収支内訳書作成コーナーで決算書等の情報を入力し※、「電子申告等データ内容確認後の作業について」（書面提出の場合は「印刷した後の作業について」）画面まで進みます。

『入力データを保存する』を押し、「決算書・収支内訳書のデータ保存」画面で『入力したデータをダウンロードする』を押して、決算書等データを保存し、前の画面に戻ります。

画面下部の「所得税の申告書作成開始」を選択します。

※ 決算書等の情報を入力済みであれば作成コーナーのトップ画面の『作成再開』から保存した決算書等データを読み込み、「電子申告等データ内容確認後の作業について」（書面提出の場合は「印刷した後の作業について」）画面まで進みます。

2 確認



「確認」メッセージが表示されますので、『はい』を押します。

3 引継情報等の確認 (引継ぎ情報等の確認 AC1800)



「引継ぎ情報等の確認」画面が表示されますので、引継ぎ内容を確認の上、問題がなければ、画面下部の『所得税の申告書の作成画面へ』を押します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード メニュー

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 **必須**

昭和52(1977) 7 12

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

※：収入や必要経費などが入力されている所得は、選択を外すことができません。
選択を外す場合は、所得の入力画面で入力内容を削除してください。

> 申告する所得とは ☐

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 ☐

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☐ 給与

※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

☐ 公的年金、企業年金など ☐

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（業務・その他）」を選択してください。

☐ 退職金

※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。

> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合 ☐

個人事業の収入がある方、不動産等貸付けの収入がある方

☒ 事業（営業等） ☐

☐ 事業（農業） ☐

☐ 不動産 ☐

所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーの「申告する所得の選択等」の画面に遷移します。

以降は画面の指示に従って入力を進めてください。